

## 令和 7(2025)年 活 動 報 告

本年も「2030年にあるべき繊維産業への提言」(令和 2 年策定)に掲げた4つの課題に沿って、「サステナビリティへの対応」と「中小企業への支援」を主要課題として活動した。

「サステナビリティへの対応」では、①人材の確保、②サーキュラーエコノミー社会に向けた対応、③取引適正化、「中小企業への支援」では、④サプライチェーンの強靱化、⑤デジタル革命への対応、に関する活動、また、⑥通商問題への対応、⑦情報発信力・ブランド力強化、⑧税制問題への対応、についても行った。また、政府の「繊維産業小委員会」、「繊維産地ネットワーク協議会」、「繊維産地におけるサプライチェーン強靱化に向けた対応検討会」に委員等として参画し、意見を述べた。

本年は適正取引の実現に向けた取組み、特定技能制度の周知及び国際人権基準を監査する「JASTI」の周知・運営、育成就労制度の法改正の動きへの対応、また、EUにおける環境配慮設計の動きに関する情報収集を軸に活動を行った。

### I. サステナビリティへの対応

#### 1. 人材の確保

- ・ 特定技能制度の上乗せ要件の一つである国際的人権基準の監査要求基準・評価基準制度である「JASTI(Japanese Audit Standard for Textile Industry)」統括事務局業務を経済産業省より受託し、4 月より開始した。制度の普及、監査実施者の教育、監査実施機関である人権 DD コンソーシアム及び社労士会連合会両事務局の統括・調整作業、監査要領、判定基準の管理・改定案の作成など、制度の管理者である経済産業省との携を取りつつ実施した。12 月末時点で 446 件の監査を実施。
- ・ 一社工業製品製造技能人材育成機構(JAIM)の理事長に日覺会長、理事に富吉副会長が就任し、繊維業界として特定技能外国人の適正かつ円滑な受け入れ実現に向け、意見を述べた。
- ・ 育成就労制度(令和 9 年 4 月 1 日施行)において、有識者会議における議論による動きへの対応、またこれらの動きについて会員に周知を行った。
- ・ このような制度改正の動きに対し、繊維産業連盟では、様々な機会を利用して会員団体を通じて加盟する企業に届くよう取組んだ。その一つとして、本年は経済産業省生活製品課とともに各地で開催された「JASTI 制度の説明会」に計 10 回参加した。
- ・ 第 13 回繊維産業技能実習事業協議会を 10 月 1 日に経済産業省生活製品課と共同で開催し、①技能実習制度の運用状況、特定技能制度の運用、育成就労制度の検討状況、②技能実習事業に係る違反事例を踏まえた取組状況等、について意見交換を行った。
- ・ 技能実習適正化・取引適正化推進委員会を 7 月、12 月に開催し、事業協議会構成員における技能実習適正化及び取引適正化への取組み状況、また、加盟企業及び取引先において技能実習法に基づく違反があった場合、再発防止に向けた取組みについて報告を受けた。
- ・ 責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)の会員として、同団体の活動を支援した。

## 2. サーキュラーエコノミーへの対応

- ・ 環境・安全問題委員会を6月に開催し、①24種の特定芳香族アミンを生ずる恐れのあるアゾ化合物の情報交換など繊維製品の安全性確保への取り組み、②国際企業連合(国際NPO、NGO)をはじめとした、海外の関連する法規制等の動きについて情報を提供した。
- ・ 上記分科会の下部組織として「DPP分科会」を設置し、4月、7月、8月の3回開催し、外部の有識者を交えて、EUエコデザイン規制の動きについて情報交換を行った。
- ・ 2月のOECD Garment Forumに参加するなど、先行するEUの動きについて情報の収集を行った。フォーラムでは、政策立案者、実務者、市民社会、労働者などが参加し、政策立案と効果的なビジネスの実現を目指し、バリューチェーンの抱える課題、取り組みについてテーマ別分科会などにおいて発表、意見交換等が行われた。

## 3. 取引適正化

- ・ 繊維産業流通構造改革推進協議会と連携しつつ、1月に開催された中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第21回取引問題小委員会で「第8回自主行動計画フォローアップ調査結果」について報告した。
- ・ 繊維産業流通構造改革推進協議会が3月末で解散したことに伴い、フォローアップ調査事業を同協議会より引き継ぎ、11月に「第9回自主行動計画フォローアップ調査」を実施した。今回は、調査対象が受発注事業者から発注側事業者に限定された。
- ・ 5月に「下請代金支払遅延防止法」が「中小受託取引適正化法(取適法)」、「下請中小企業振興法」が「受託中小企業振興法」(いずれも令和8年1月1日施行)への改正によるセミナーを6月25日に中小企業庁、公正取引委員会の担当者を招いて実施した。
- ・ かかる改正に付随して振興基準も改正・追加されたため、「適正取引に係る自主行動計画」の改訂を行った(第8版)。今次改訂では、協議を行わない一方的な代金決定の禁止、約束手形による支払の禁止、などを追加し、また用語の見直しを行った。
- ・ 10月1日に、政府(大串経済産業副大臣)より日覺会長に対し、政府が掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済」実現に向け、取引適正化に関する6項目の要請があった。①下請法遵守に係る業界全体での自主点検、②改正下請法・振興法の周知、③価格転嫁を阻害する商慣習の見直し、④サプライチェーン全体での取引適正化の推進、⑤自主行動計画の遵守・パートナーシップ構築宣言の実施、⑥労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の遵守徹底等

## II. 中小企業への支援

### 1. サプライチェーンの強靱化

- ・ 各産地においては染色整理企業をはじめ一部工程において事業継続が困難となっている。産地機能を維持していくにはこれらの工程を維持していく必要があり、そのためにもサプライチェーンの強靱化が喫緊の課題となっている。経済産業省の「繊維産地におけるサプライチェーン強靱化に向けた対応検討会」に委員として参画し、産地における意見を集約し、報告書に反映させた。

### 2. デジタル革命への対応

- ・ 令和9年3月までに紙の手形・小切手の交換が廃止されることにより、11月に全国銀行協会、でんさいネットの方を講師に招き、「手形・小切手機能の全面的電子化に向けた金融界の取組状況」に

関するセミナーを開催した。

### 3. 海外展開支援

- ・ 様々な機会を通じて、中小繊維企業の海外展開の実態の把握とともに、課題等について情報の収集に努めた。

## Ⅲ. 通商問題への対応

- ・ 通商問題委員会を4回(2、5、8、11 月)に開催した。繊維貿易の動向並びに経済連携協定の動き等について情報交換を行った。日バングラデシュ EPA、日 GCCFTA において、繊維業界に及ぼす影響並びに原産地規則等の考え方について情報を共有した。また、5 月に、通常の議題に加え、経済産業省生活製品課椎名補佐より、「第二次トランプ政権の通商政策が中国に与える影響」について講演いただいた。
- ・ 4 月に JICA による「エチオピア国全国工業運動を通じた製造業競争力強化プロジェクト」の一環として来日した繊維衣料産業研究開発センター関係者に日本の繊維産業について紹介した。
- ・ 令和 8 年 3 月 31 日で適用期限が到来する暫 8(加工再輸入減税制度について、織産連として延長を要望していたところ、12 月 16 日の財務省関税分科会において、3 年間延長の答申案について審議され、財務大臣に答申することが決定した。
- ・ 日バングラデシュ EPA が 12 月 22 日に大筋合意に至ったことから、歓迎する内容の会長コメントを発信した。

## Ⅳ. 情報発信力・ブランド発信力強化

- ・ 日本の繊維産業が強みとする高度な技術力と感性が融合した高品質・高感性・高機能素材をアピールする等の発信活動を支援し、また、ファッション製品から機能製品まで、繊維製品を幅広く国内外にアピールに努めた。

## Ⅴ. 税制問題への対応

- ・ 令和 8 年度税制改正要望においては団体より提出のあった内容を取りまとめ、自民党「税制・政策要望等に関する懇談会」(11 月 13 日)、立憲民主党「経済団体等交流フォーラム」(11 月 21 日)、公明党「政策要望懇談会」(11 月 18 日)において要望を行った。

下記は、本年の重点要望項目である。

### 【中小企業に係わる税制】

- ☆ 事業承継税制の特例措置の恒久化
- ☆ 中小企業投資促進税制の延長

### 【法人課税】

- ☆ カーボンニュートラルに向けた諸税について
- ☆ 研究開発促進税制について
- ☆ 繰越欠損金の控除額制限(現状50%)の撤廃及び繰越可能期間(現行10年)の無期限化
- ☆ 棚卸資産評価損の損金算入に関して会計上と同様に税務上でもより実態に即した柔軟な措

置の適用

- ☆ 事業承継税制の特例措置の恒久化
- ☆ 中小企業技術基盤強化税制の延長・拡充
- ☆ 減価償却制度の改正

**【消費課税】**

- ☆ 仕入れ税額控除の95%ルールの復活課税売上高が5億円超の事業者に対しても適用すること

**【国際課税】**

- ☆ 国際課税新ルールの導入における企業負担

**【その他】**

- ☆ 事業所税の廃止、事業税の外形標準課税等、法人税法上の所得金額に直接連動しない地方税の固定的な課税の縮減

## **VI. 第12回日中韓繊維産業協力会議**

第12回日中韓繊維産業協力会議が韓国繊維産業連合会主催で9月23日に韓国・釜山で開催され、日本から20名、中国から23名、主催国韓国から63名、総勢106名が出席した。「繊維産業の概況」について三か国からの報告に続いて、韓国より「産業用繊維の進化と新規分野」、日本より「繊維産業を巡る持続可能性の動き」、中国紡織工業連合会より「サプライチェーンにおけるパートナーシップ」について報告があり、また、特別セッションとして、韓国ファッションテック企業よりAI技術動向などについてのプレゼンが行われた。最後に三カ国会長による「日本・中国・韓国の繊維業界は、繊維産業の持続可能な発展のため、循環経済及びESGへの取組み、またAIを活用した技術革新等について、交流を進めて行く」を主旨とした合意書への署名が行われた。

## **VII. 日本繊維産業連盟のあり方について**

1月開催の総会において連盟の財政面を含め近い将来現状の活動水準を維持していくことは困難になることが想定されるため、事業の見直しに向けた取組みを進めることを本年の課題として取り上げた。

本年は、今後の連盟のあり方、進むべき道を描くにあたり、会員団体に連盟に求める機能、期待すること等について、副会長団体などにヒアリングを実施した。

以 上

以下は、会員団体における、繊維産業連盟の本年の活動方針に沿った活動である。

## 1. 人材の確保(サステナビリティへの対応)

不足する人材を確保するために、より一層の生産性の向上に努めるとともに、女性、高齢者に加えて、外国人にも働きやすい環境整備を図る。

「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」の更なる普及、周知に努めることにより、各企業が取引先を含めた働く人々の人権尊重などの社会的責任を果たすことで、ビジネスを進めやすい環境整備を目指す。

特定技能制度の円滑な運用が行われるよう、上乘せとなった4つの要件、特に国際的な人権基準への適合について取り組むとともに、育成就労制度への対応を進めていく。

- 日本紡績協会(以下、「紡協」)は、①生産現場における技術の継承、人材の育成を目的とした「人材セミナー」を開催し、次年度も開催予定である。②女性活躍セミナーとして、本年度は女性の健康支援セミナー(該当者対象、管理職対象)を開催した。③外国人技能実習制度の紡績、織布分野の評価試験の運営、関連テキストを作成した。④特定技能制度、育成就労制度について、関連委員会で説明した。
- 日本化学繊維協会(以下、「化繊協会」)は、サプライチェーン上を含む人権問題に関して、国や繊維業界の動き、各社の対応状況等を会員間で共有する目的で「人権 DD および取引適正化分科会」を新たに設置し、講演会、会員各社の情報交換、意見交換を行っている。
- 日本羊毛産業協会(以下、「羊産協」)は、①「責任ある企業行動実施宣言」の会員企業への周知徹底を図った。②特定技能制度及び育成就労制度に関する経済産業省・繊維産連からの情報を会員企業に配信し、制度対応を支援した。③JASTI制度の運用状況について情報共有を図り、国際的な人権基準への適合を推進した。課題と次年度の対応として、①育成就労制度(令和9年施行予定)への対応準備を進める。②特定技能制度の円滑な運用支援を継続する。③JASTI制度の普及促進と適正な労働環境の確保を図っていく。
- 日本綿スフ織物工業連合会(以下、「綿工連」)は、①次の世代を中心に構成する綿工連綿's 倶楽部(旧青年部)の委員会を定期的に開催し、情報交換や将来を担う若い世代の発掘・育成等を行っている。11月には委員が企画する「全国交流会」を広島県で開催、約50名が参加、福山市内で繊維企業の見学や情報交換等を行った。②平成30(2018)年6月公表の「外国人技能実習の適正な実施等のための取組」及び令和4(2022)年7月に策定された「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を引続き会員組合等を通じ周知を行った。③特定技能制度における国際的な人権規準として JASTI の運用が開始されたが、情報提供を行うとともに、11月には技能実習生受入企業を対象に「特定技能・育成就労関連セミナー」を名古屋市内で開催した。④育成就労制度についての情報収集と中小零細企業にとって取り組みやすい運用を関係先に要望を行った。
- 日本絹人織物工業組合連合会(以下、「日絹連」)は、①取引先との共存共栄の取組み・取引条件のしわ寄せの防止のための「パートナーシップ構築」及び人権尊重の取組みをより一層拡大するための「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」の趣旨を理解していただき宣言することを

要請している。②産地組合の傘下企業が技能実習生を500名程度受け入れており適正な制度運用に努めている。③特定技能制度については、労働者としての人材確保に有効な手段であり、特定産業分野に繊維業が追加されたことから違法行為を無くすことや職場環境の整備に努めている。また、国際的な人権基準に適合した事業を実施する産地組合の傘下企業に対して、当会独自で「国際的人権基準適合助成事業」を令和7年4月から開始した。④現在、国において検討中の「育成就労制度」については、技能実習制度が発展的に解消する後の人材確保の有効な手段であり、非常に関心度が高く、適切な情報提供に努めている。

- 日本毛織物等工業組合連合会(以下、「毛工連」)は、組合が運営する資料館(テキスタイルマテリアルセンター)をベースに人材確保と定着を目的とした事業を実施した。①スクール(中核人材の育成・定着と素材企画力の継承を目的として、企業の若手社員を対象に実施)、②就活ツアー(産地企業への就職に関心のある学生を対象に人材を強く求めている企業とのマッチングを目的としたツアー)、③産地見学会(産地の将来を担う若手社員を対象として、繊維企業のものづくり現場を見学)、④セミナー(産地の繊維関連企業やアパレル企業の社員のみならずファッション系の学生にも開放して、業界の著名人を講師に迎えて開催)、⑤コレクション(産地がデザイナーとコラボして制作した作品 PR を目的に学生がモデルとなり電車内等でファッションショーを開催)。
- 日本染色協会(以下、「染色協会」)は、責任ある企業行動実施宣言等への参加を要請するとともに、働き方改革に関連する各種情報を周知し、染色技術について高等教育機関(大学学部他)において啓蒙を行った。また、特定技能制度に係る JASTI 関連情報等必要な情報を提供した。引き続き、染色技術について高等教育機関(大学学部他)において啓蒙を行うとともに、働き方改革に関連する情報や特定技能制度及び育成就労制度の運用に係る情報を収集し会員企業に提供していく。
- 日本ニット工業組合連合会(以下、「ニット工連」)は、①会員企業において、若手人材を確保すべく、地元高校へ出向いてのリクルート活動をはじめインターンシップの実施、職業訓練校及びファッション専門学校へ定期訪問し、国内ニット製造業のアピール・リクルート活動を展開している。こうした活動により、相対的に雇用に至った人数は少ないものの、一定の効果が出ている。②多くの会員企業において、日本人雇用が十分確保できておらず、外国人技能実習生を受け入れている中、今般の繊維業の特定技能制度の業種追加決定に伴う、受け入れの上乗せ 4 要件について、国及び日本繊維産業からの情報を会員組合への周知を行った。また、比較的ハードルの高い JASTI 監査についても、丁寧に会員組合へ周知を行い、フォローアップに務めた。③育成就労制度についても、国及び日本繊維産業連盟からの情報を収集し、会員組合へ提供していく予定。
- 日本靴下工業組合連合会(以下、「靴下工連」)は、①第 12 回技術者育成スクール(編立技術研修)を 11 月に 2 班×3 日間で実施。本年は中級レベルの編立生産技術者 10 名が参加。②外国人技能実習への適正な取り組みのため指導・情報共有を徹底し、また特定技能制度、育成就労制度の導入に向けた情報提供、企業の体制構築支援を行った。③第 30 回靴下求評展を実施。本年は若い企画、技術者の出展が増え、技能実習生の出展もあった。技術者のモチベーションの向上を第 1 に今後も企画を行っていく。④靴下製造業の将来の持続のため、国内生産の基盤となる生産設備(靴下セット機)の維持確保を目的とし、設備機器の国内製造が途絶えている状況の改善を図っている。メンテナンス人材の消滅も阻止すべく、新たに機器製造が可能なメーカーを確保しようとしている。

- 日本輸出縫製品工業組合(以下、「輸縫連」)は、1月15日及び5月28日に「技能実習適正化推進委員会及び取引適正化推進委員会」を開催し、組合員と技能実習制度の適正な運用と技能実習生の保護及び取引の適正化についての協議、情報の共有と連携を図った。併せて、特定技能制度の繊維業における追加4要件への取組等についての情報の共有と各種調査等に協力した。今後とも、「技能実習適正化推進委員会及び取引適正化推進委員会」を定期的に開催し、技能実習制度の適正な運用と技能実習生の保護及び取引の適正化について、組合員と情報の共有と連携を図るとともに、引き続き、外国人技能実習生受入事業、特定技能外国人支援事業及び取引適正化に積極的に取組むとともに、育成就労外国人の受入れに向けた情報の共有と支援事業について対応を進める。
- 日本繊維輸出組合、日本繊維輸入組合(以下、「繊維輸出・輸入組合」)は、会員企業の法令順守を推進するための一環として、JASTI監査制度についてホームページで周知するとともに、委員会において説明会を実施した。また、「技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者」については、組合員企業に当該実習実施者との取引の有無を照会するとともに、日本繊維産業連盟をはじめとする繊維産業界団体で構成される「繊維産業技能実習協議会」が策定した「繊維産業における外国人技能実習の適正実施等のための取組」を再周知した。
- 日本織物中央卸商業組合連合会(以下、「織商連」)は、①会員企業における慢性的な人材不足への対応として、生産性向上および多様な人材が働きやすい環境づくりを重点課題として取り組んでいる。特に女性・高齢者・外国人材の就労環境整備について、就労規則の整備、設備改善、コミュニケーションの多言語化などの事例収集を行い、会員団体に周知した。②「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」の普及促進のため、資料配布、相談窓口の案内を継続的に実施した。これにより、会員企業における人権尊重の意識向上が確認されつつある。③特定技能制度の円滑な活用を支援するため、国際的な人権基準への適合に関する情報提供および育成就労制度の最新動向の共有を行い、適正な外国人材受け入れが進むよう取り組んでいる。
- 日本撚糸工業組合連合会(以下、「撚糸工連」)は、監理団体(組合)を通じて、各事業者が技能実習生の受け入れを行っていることもあり、「技能実習適正化委員会」の開催及び巡回指導等による技能実習の適正な実施に向けた取り組みを実施した。人材の育成については、紡績運転技能審査(合撚糸工程)を活用、技能実習生については各事業者が引き続き監理団体を通じて受入れており、これからも続ける予定。引き続き「技能実習適正化委員会」等を開催し、情報交換を行うとともに、関係産地に情報提供を行い、制度の適正化に努めて行く。また、特定技能制度の活用を検討している企業が所属する産地組合に対し、幹部会等において情報の提供を行っている。
- 日本繊維染色連合会(以下、「染色連合会」)は、全体的に人材確保が難しくなっている中、特に地方では事業存立の大前提と言っても過言でない状況にある。特定技能制度のスムーズな運用を図るため、タイムリーな情報提供、年2回の行政との意見交換会、定例の会議・勉強会等を通じて、制度の理解を深めた。また、今後の育成就労の動向についても注視していく。
- 日本タオル工業組合連合会は、技能実習制度における移行対象職種・作業に「タオル製造職種・タオル縫製作業」の追加認定を受けるため、認定申請者(試験実施機関)の一般財団法人日本タオル検査協会と協同して認定申請の手続きを進めた。
- 日本製網工業組合(以下、「製網工組」)は、育成就労制度において、製網分野を受入れ可能な

対象職種として追加を目指している。

- 関西ファッション連合(以下、「KanFA」)は、①特定技能制度および育成就労制度について、正副理事長会議および理事会で制度内容や方針を共有し、組合としての理解促進と対応の方向性を確認するとともに、意見交換を行った。また、人権デュー・デリジェンス推進コンソーシアムの特別会員として、JASTI 制度の周知に取り組んだ。②業界の将来を担う若手人材の発掘と認知拡大に向け、一般大学を対象としたインターンシップを継続的に実施し、参加校・受入れ企業ともに好評を得ている。また、大学・高校・中学校におけるキャリア学習授業の受入れを通じて、繊維・ファッション業界の魅力を広く伝え、進路選択の一助となるよう取り組んだ。③再就職支援を行う公的機関と提携し、業界内での人材マッチングや専門的サポートを提供したほか、シニア層の雇用支援機関とも連携し、企業とシニア人材のマッチングを推進し、即戦力人材の確保支援を行った。④当組合のテキスタイル部会 通常総会では国際認証制度をテーマとする講演会を開催し、人権配慮を含むサステナビリティ対応の重要性について理解促進を図った。
- 日本アパレル・ファッション産業協会(以下、「JAFIC」)は、ヒューマンリソース委員会(HR 委員会)では、東京都(東京しごと財団)の支援事業を受託した。11月27日にキックオフセミナーを実施し以下の二つの事業に取り組む(支援期間 令和8年11月1日～令和10年3月31日)。①「業界別人材確保強化事業」では、中小企業の人材確保を支援。②「業界別人材確保強化事業(団体独自支援)」では、採用、定着、働き方改革、人材育成など、JAFIC が独自に実施する人材課題解決の取り組みとして、大学生を対象としたオープンセミナーの実施、採用力向上セミナーの開催や業界のPR動画の作成。また、女性活躍に関する実態把握や情報発信にも取り組んでいる。アパレル・ファッション業界における女性活躍の状況を把握するため、会員企業を対象とした「女性役職比率のアンケート調査(12月)」を実施。昨年(令和6)年調査との比較により推移を分析し、JAFIC ホームページで公表。12月19日に、働く女性が直面する“見えない壁”に向き合うための女性活躍推進セミナーを開催。ライフイベントを迎えても働き続けられる環境が整いつつあること、ロールモデルとなる女性が多数存在することを発信し、多様な人材が活躍できる業界であることの認知向上を図る。また、政府が注力する男性育休に関して、取得率だけでなく取得期間についても調査し、業界の実態把握と働きやすい環境づくりに向けた基礎データとして活用する。
- 日本インテリア協会(以下、「NIF」)は、人材育成では、①第12回窓装飾プランナー資格試験を9月1日～15日にCBT方式にて全国323会場で実施。②人材育成基礎講座を東京でリアル開催を5講座、参加者延61名。全国を対象にオンラインで7月に開催し参加者は37名。秋は10月31日(金)～11月15日(土)に開催し、延369講座受講があった。③業界活性化セミナーを正会員・賛助会員を中心に「外国人育成就労制度」に向けてカケンテストセンターによるJASTI 監査制度の説明会を5月の総会に併せて開催。④第13回窓装飾プランナー資格試験をCBT方式で令和8年9月2日(水)～16日(水)に実施予定。窓装飾プランナー向けのスキルアップ事業も充実させ継続していく。次年度も業界活性化を目的とした新人・中堅社員に対する人材育成講座を継続していく。
- 日本寝具寝装品協会(以下、「JBA」)は、JASTI 制度の共有において、寝具寝装品の業界として日本羽毛製品協同組合、日本ふとん製造協同組合と連携強化し各加盟企業への周知を図った。JBA 内ではコンプライアンス委員会での共有事項とする。

- 日本ボディファッション協会(以下、「NBF」)は、①技能評価試験実施機関として活動を継続。厚労省専門家会議での指摘を踏まえ、協会員・非協会員企業での受験料設定の見直しを進めた。(2026.4～改訂予定) また、育成就労制度への移行を見据え、その内容の把握に努め、関連企業との情報共有、移行に向けた取り組みや課題の確認、将来的な受け入れ計画等のヒアリングを行い、技能実習制度と育成就労制度が併存する期間の事業計画の大枠を組み立てた。②ボディファッション業界を目指す人材を増やす為の活動を継続。服飾専門学校との協働で、新たなステップとして(洋服)パターン専攻の学生に対して正規授業の一環として下着のパターン作成から実物の仕上げまでの授業を実施。本年の実施状況を踏まえ課題抽出とその対応を学校サイドと協議し、来年度以降の安定継続を目指す。
- 日本ユニフォーム協議会(以下、「JUC」)は、特定技能制度、並びに育成就労制度の動きについて、理事会開催時に情報共有し、全会員に周知徹底した。特に、特定技能制度による受け入れに必要な「人権に関する国際認証の取得」や「(一社)工業製品製造技能人材機構の賛助会員への加入」について費用や手順を説明するとともに、制度設計が進められている育成就労制度についても円滑に実施されるよう現行の技能実習制度における法令遵守の重要性を再徹底した。
- 日本ファッションウィーク推進機構(以下、「JFW」)は、事業契約者に対し「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」の情報共有、周知徹底を促進した。

## 2. サークュラーエコノミーへの対応(サステナビリティへの対応)

グローバル市場での産業競争力を強化するには、環境問題への対応が不可欠であるが、繊維産業に関しては、特に資源循環への取り組みが求められている。産業構造審議会製造産業分科会繊維産業小委員会中間とりまとめ(令和6年公表)において公表された「繊維製品における資源循環ロードマップ」の実現に向け、情報収集・会員団体への提供、対応策の検討を進める。

- 紡協は、リサイクル天然繊維を使用した紡績糸の評価・証明方法の JIS 開発事業を実施した。
- 化繊協会は「サステナビリティ対応方針」を策定し、①海洋プラスチック問題に関する科学的知見の情報収集。②3R やバイオマス由来繊維等、循環型社会構築に向けた新技術・新製品の普及支援。その一環として経済産業省の協力を得て、「環境配慮型化学繊維に関する国際標準化事業」、「繊維製品の資源循環のためのトレーサビリティ情報に関する標準開発事業」を進めている。③繊維 to 繊維リサイクルの技術開発の方向性検討。④欧州のエコデザイン規制や DPP をはじめとしたサステナビリティに関する情報収集と会員への情報提供。⑤化繊産業のカーボンニュートラルに向けた取り組み支援。⑥化学物質問題の対応。⑦協会ホームページや新たな刊行物による化繊協会のサステナビリティナビティ取組みの情報発信。⑧「繊維産業小委員会」に委員参加し、化繊業界からの意見具申を行っている。
- 羊産協は、①日本ウールサステナブル委員会による第1回業界向けセミナーを4月22日に一宮商工会議所にて開催(会場約140名、オンライン約190名参加)。経済産業省生活製品課高木課長による講演とウール業界からの報告を実施した。②第2回アパレル向けセミナーを11月14日に東京都立産業貿易センター浜松町館にて開催。経済産業省生活製品課篠原課長補佐による講演と

ウール業界からの報告を行った。③ 定時総会(6月13日)において、同高木課長による講演会を開催し、設備投資施策と特定技能に関する最新の政策動向について会員企業と情報共有を図った。④リサイクルウール・サーキュラーウールのJIS規格化を推進。リサイクル天然繊維紡績糸JIS原案作成委員会に参画した。⑤ 繊維製品の環境配慮設計に関する標準化委員会(経済産業省主導)に参画し、天然繊維の環境特性を規格に反映させた。課題と次年度の対応として、①リサイクルウール・サーキュラーウールJIS規格の早期制定と業界への普及促進を図る。② 環境配慮設計JIS規格への羊毛業界の意見反映を継続し、国際標準化(ISO)への展開準備を進める。③欧州六価クロム規制への対応として、代替技術の情報収集、IWTOとの国際連携を推進する。④学生向けセミナーの開催(令和8年春予定)、一般消費者向け啓発資料の制作を検討する。⑤経済産業省生活製品課との連携を継続し、会員企業への情報提供を強化する。

- 綿工連は、令和3(2021)年12月設立された、日本の繊維製造中小企業で構成し、SDGsの達成に向けて、セミナーや交流会等の活動をするST Japan(Sustainable Textile Manufactures Japan)に傘下の組合員約30社が参加しており、随時情報収集等を行っている。
- 日絹連は、繊維製品の大量廃棄問題が発端となり、持続可能な繊維業とするための環境配慮設計に関する検討が行われており、令和6年3月に経済産業省から「繊維産業の環境配慮設計ガイドライン」が示される等、繊維製品の環境配慮設計への対応が喫緊の課題となっている。しかし、特に中小企業では具体的な取組方法がわからない等の意見が多く、周知に努めている。
- 毛工連は、日本羊毛産業協会設立の「日本ウールサステナブル委員会」の構成団体としてサステナブルセミナーに参画した。「繊維製品の情報開示ガイドラインに対してウールができること」をテーマに、4月22日はウール業界関係者向け、11月14日はアパレル業界向けに開催した。
- 染色協会は、環境問題への取組みとして、地球温暖化に対する産業界の自主的取組「カーボンニュートラル行動計画」と揮発性有機化合物の排出を削減する「VOC排出抑制に関する自主的取組」に参加し、その実績を報告した。カーボンフットプリントやトレーサビリティ等、環境配慮や資源循環に関する情報を収集し共有した。カーボンニュートラル行動計画では2030年の目標を2013年度比で38%削減から46%削減に引き上げ、2050カーボンニュートラルも念頭に置き、高い意識を持って取り組む。また、製品安全問題への取組みとして、化管法・化審法並びに労働安全衛生法の改定に関するセミナーに参加しその情報を会員団体に提供した。環境に関する海外の情報や第三者認証の認証機関や監査機関の動向などを調査する。
- ニット工連は、サステナビリティの取組みについて、業界内で連携した環境配慮素材の開発ははじめサーキュラーエコノミー(裁断くずを反毛させた素材の再活用等)の取組みが少しずつ進展しており、加えて、CO2排出量可視化の取組み(Scope1/Scope2)も徐々に拡がりを見せており、今後も様々な機会において、内外の関係情報を収集し会員企業へ周知していく予定。また、繊維産業における繊維製品の環境配慮設計に関する標準化調査委員会へ参画し、同ガイドラインに関する情報を会員企業へ周知していく予定。
- 靴下工連は、①包装副資材の簡易化推進、プラスチック素材の資材の見直しを継続して行っている。②10月実施の第30回靴下求評展においてSDGs視点の作品出展を奨励している。環境対応、ユニバーサルデザインに工夫を凝らした商品開発を業界として推進しており、特に中小メーカーの創意工夫が目立っている。③環境配慮型商品として、リサイクル糸の活用が増えてきている。情報

交換会において、継続的にリサイクル糸など環境配慮型素材の紹介を行った。

- 輪縫連は、組合員に対する情報の提供と関係機関への建議・要望を行う。
- 繊維輸出・輸入組合は、環境問題を繊維産業全体の共通課題と位置付け、OEM を含む繊維製品の企画・設計・製造において持続可能な産業への移行を促進するため、「環境配慮情報開示ガイドライン 第 1 版」を会員企業へ周知するなど、積極的に取り組みの一助となるよう努めた。また、CSR 委員会では、経済産業省の担当官も WEB から参加し、日本繊維産業連盟で発足した「デジタル製品情報検討会」について情報共有を図った。
- 織商連は、繊維産業における資源循環の重要性を踏まえ、令和6年に公表された「繊維製品における資源循環ロードマップ」実現に向けた情報整理・分析を行った。具体的には、再生素材の利用、回収スキームの事例、海外動向等の情報を収集し、定期的な会報やセミナーを通じて会員団体へ提供した。また、卸段階として果たすべき役割の検討(在庫管理の高度化、回収ルートの形成支援、トレーサビリティ向上等)を開始し、今後の実行可能な施策案の取りまとめを進めている。
- 製網工組は、組合員企業を中心に使用済み漁網のリサイクルを行う「Re:ism(リズム)」事業に取り組んでいる。「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令の一部を改正する政令案」等に対するパブリックコメントを環境省へ提出した。
- 日本繊維ロープ工業組合は、昨年度に引き続きケミカルリサイクル糸を使用した繊維ロープの JIS 制定に向けての活動を行った。昨年度のナイロンに引き続いて今年度はポリエステルについて検証試験等を実施。またナイロン・ポリエステルのリサイクルロープ JIS 素案について検討を行った。来年度は検証試験結果に基づいて JIS 各項目の内容の決定を予定している。
- KanFA は、①SDGs 推進室では「パートナーシップで廃棄削減モデルを構築する」をテーマに掲げ、組合員の優れた取り組みを表彰する「KanFA SDGs AWARD」を毎年開催。②家庭で廃棄される衣料品量の削減と SDGs 推進室のテーマ実現を目的に、組合員のリサイクル企業と協業し、大学キャンパスおよび周辺商業施設に衣料品回収ボックスを設置した。③品質管理部会では環境配慮設計ガイドラインを踏まえ、業種別の具体的な取り組み策の整理を検討中。④正副理事長会議および理事会においては、ESPR や DPP の最新動向、ならびに環境配慮設計の JIS 化に関する情報共有と意見交換を実施した。⑤組合員の温暖化対策推進を目的に脱炭素勉強会を開催し、脱炭素ボードゲームを活用して脱炭素への意識醸成を図った。
- JAFIC は、①CSR 委員会において、令和 6 年度に環境省事業にて発行した「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量の算定方法基本ガイドラインに関する業種別解説(ファッション産業)②『温室効果ガス削減の考え方と概算方法』の浸透度についてアンケート調査を行った。その結果 (GHG 算定ガイドラインの認知 「知っている」58% 「知らない」42% / GHG 算定を行っているか 「YES」48% 「NO」51%。であった。会員企業へのガイドラインの周知を目指し、理事会にて報告をし、セミナー開催を決定した。②「サステナブルファッションコトとモノの展示会」の開催 サステナブルな資材やサービスに関する展示と繊維製品におけるサステナブルな取り組みを行っている有識者によるセミナーを開催し、アパレル業界への啓発を行った。出展企業:会員企業 22 社、非会員企業 6 社 来場者:564 名 来場社数:240 社 の参加があった。
- NIF は、環境に配慮した優しいインテリアファブリックス製品づくりの推進を行った。①環境に配慮した製品の研究活動及び国の環境政策に係る情報の共有化として、OECD REACH、厚労省医薬・

生活衛生局、経産省・繊維産業連盟が推進する諸課題へ対応。○カーテン生地ホルムアルデヒド自主基準申請受付、VOC 認定委員会への参加。②カーテンのリサイクル事業、リユース等の研究として、リサイクルWGにて広域認定リサイクル制度の活用で見本帳の回収、リサイクルスキームの検討を実施。③プラ床関連リサイクル事業として、○リサイクル WG にて広域認定リサイクル制度の活用でビニル床材のリサイクルの実施(Vリーグ2チーム)。○新広域認定制度により、NIF 正会員全体でビニル系床材の現場端材リサイクルに取り組んでいく。(令和6年 環境省 提出済) ④「第44回 JAPANTEX2025」において、展示会通路及びNIF 主催ブースにタイルカーペットを施工、会期終了後回収し粉砕後 正会員製品への循環資源としてリサイクルする事とした。約4500㎡分 ニードルパンチカーペットの廃棄を大幅に削減することとなる。

- JBA は、ごみとして焼却されているふとん類は大きな環境問題となっている。使用済み製品の回収の道のりは遠いが、需要創出・啓発委員会において、調査・分析を開始。関係省庁には情報の提供、及び指導も仰いでいく。繊維以外で羽毛は日本羽毛製品協同組合と連携し、リフォーム、リサイクル推進を行い、また、敷寝具で使用量が増大しているウレタンでは回収や端材のリサイクルについて素材を扱う団体と連携するなど、足元の調査からスタートしている。
- NBFは、①ボディファッション製品で使用するハンガーの回収・リユースを継続。回収率アップ、生産性向上によるコストダウンと利用企業の拡大を目指す。②2025「繊維製品の環境配慮設計に関する標準化」の標準化委員会、環境配慮設計技術分科会およびトレーサビリティ情報分科会に参画。
- JUC は、一般社団法人繊維評価技術協議会からの依頼を受け、「繊維製品の環境配慮設計に関する標準化」委員会に委員を派遣し、標準規格(JIS等)の検討に参画した。
- 繊維評価技術評議会(以下、「繊維技協」)は、令和6年度に循環型社会への対応を推進するため、「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」をもとに、欧州における具体的な規制基準・試験方法等の動向を踏まえながら、繊維製品の環境配慮設計に関する規格(JISやISO)の骨子案の作成に着手したが、令和7年度は、作成した骨子案を関係団体と精査し、JISやISOの規格素案を作成した。
- JFW は、「繊維製品における資源循環ロードマップ」の実現に向け、主催する展示会やイベントにおいてパネル展示やパンフレット配布などにより来場者への情報提供、認知の徹底を図った。

### **3. 取引適正化(サステナビリティへの対応)**

取引適正化については、企業存続のみならず、サプライチェーンにおける人権尊重、賃上げにも繋がる大きな課題であるため、引き続き、会員団体の協力の下、繊維産業流通構造改革推進協議会が行ってきた自主行動計画のフォローアップ調査等を引き継ぐ。

加えて、令和8(2026)年度末の約束手形の利用廃止に対応すべく、現金決済化等を推進する。

- 紡協は、①「適正取引に向けた自主行動計画」については、改訂を含め今年も周知徹底を呼び掛け、フォローアップ調査に協力。②所管省庁からの取引適正化関係に関する書類等を会員に周知。③当会取引適正化推進委員会にて、取引適正化の遵守を周知。
- 化繊協会は、自主行動計画等のフォローアップ調査対応等、取引の適正化や発注者によるサプライチェーンへの社会的責任の周知・徹底のため、繊維事業トップで構成される「技能実習及び取引適正化推進委員会」を随時開催している。

- 羊産協は、①会員企業に自主行動計画の推進を要請するとともに、パートナーシップ構築宣言の申請を推奨した。②経済産業省、織産連からの取引適正化に関する情報を会員企業に配信し、共有を図った。③来年 1 月施行の改正下請法(名称変更:「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」)に関する情報を提供した。課題と次年度の対応として、①取引適正化に関する情報提供を継続する。②令和 9 年 3 月末の約束利用手形廃止に向けた電子記録債権の導入促進について会員企業への情報提供を行う。
- 綿工連は、「適正取引に向けた自主行動計画」の周知、また傘下の組合を通じ第 9 回自主行動計画フォローアップ調査を行った。
- 日絹連は、第9回自主行動計画フォローアップ調査を産地組合と連携を取りながら実施し、中小企業の方々の理解を深めるとともに、取引の適正化に努めている。また、「繊維産業における責任ある企業行動実施宣言」については、引き続き「点検」「企業行動実施宣言」ができるよう指導している。和装産地では、生活様式の変化に伴う生産量の激減、職人の高齢化、後継者不足、原材料の高騰、織機部品の枯渇など厳しい状況である。悪しき商慣行である「歩引き」が未だに行われていることから、改善の指導を強化している。令和8年1月に改正される下請法・下請振興法の周知、説明会への積極的な参加を促している。
- 毛工連は、「繊維産業流通構造改革推進協議会」の業務を引き継いだ日本繊維産業連盟による「自主行動計画」フォローアップ調査を実施、賃加工を受ける組合員に適正取引を啓蒙すると同時に、発注側に対しても適正取引の重要性を周知した。
- 染色協会は、公正な取引慣行構築に向けた活動として、①分野別加工状況等に関する情報収集・意見交換、②適正な加工料金の実現に向けた活動、③「適正取引に向けた自主行動計画」のフォローアップ、アンケートへの協力、④取引適正化に向けた広報、情報提供、⑤新取適法の説明会の開催などを行った。引き続き、⑥取引条件改善、取引適正化への環境整備や促進 ⑦原材料・燃料、運送料等、製造コストUPの適正価格転嫁への対応、⑧「適正取引に向けた自主行動計画」等のフォローアップ等を行っていく。
- ニット工連は、会員企業へ向け「企業行動ガイドライン」及び「自主行動計画」の周知に努めるとともに、フォローアップ調査に協力し取引の実態把握を行った。また、弊連合会に設置している「取引適正化委員会」を随時開催した。次年度も、引き続き自主行動計画の周知ならびにフォローアップ調査に協力していく予定。
- 靴下工連は、取引適正化に関する情報共有を随時行っている。「適正取引に向けた自主行動計画」の浸透を促す案内、フォローアップ調査についても適切に実施している。約束手形利用廃止についての情報も都度、全会員に周知しており、説明会への参加を呼び掛けている。
- 輪縫連は、組合員に対する情報の提供と「適正取引に向けた自主行動計画」のフォローアップ調査等に協力するとともに関係機関への建議・要望を行う。
- 繊維輸出・輸入組合は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(中小受託取引適正化法、取適法)の周知徹底を進め、サプライチェーン全体での支払の適正化に取り組んだ。また、CSR 委員会では、検査機関の監査員を講師に招き、JASTI 監査や繊維業における特定技能制度に関する説明を受けるなど情報共有を図った。さらに、ロジスティクス委員会では、近畿経済産業局担当官を講師として招き、改正物流効率化法について説明を受け

るなど、関連情報の共有を行った。

- 織商連は、サプライチェーン全体の健全化、人権尊重、適正な賃金支払いの基盤となることを踏まえ、繊維産業流通構造改革推進協議会が実施してきた自主行動計画フォローアップ調査を会員企業への周知と点検を行った。また、令和9年3月末の約束手形の利用廃止に備え、会員企業に対し現金決済化の推進と、そのための経理・金融体制整備に関する情報提供を行った。必要に応じ、金融機関・専門家との連携機会の紹介も実施している。繊維産業連盟の活動方針に基づき組合員企業へ活動方針の順守を求めた。
- 撚糸工連は、幹部会等での「適正取引に向けた自主行動計画」の実行に向けた意見交換等を実施した。今後も、各種会議において、自主行動計画の実行に向け、意見交換等を行っていく。
- 染色連合会は、下請法が大きく改正されるが、当会会員企業は全て中小企業であり、加工賃改定交渉・支払い条件変更等に関わるきわめて重要な変更となっている。その意味で、会員企業に対して、丁寧な情報発信、セミナーの案内、諸会議での内容説明等により周知徹底を図った。
- 製網工組は、労務費等上昇に係る価格反映についてのお願いを継続して行っている。
- KanFA は、①日本繊維産業連盟の適正取引に向けた自主行動計画フォローアップアンケート調査に協力した。②組合員に対して、令和9年予定の紙の手形・小切手廃止に関する情報提供を行い、現金決済化と取引適正化に向けた意識醸成と準備を促進。
- JAFIC は、日本繊維産業連盟からの「適正取引に向けた自主行動計画」のフォローアップ調査に協力した。また、令和8年1月より施行の「取適法」周知のため「下請法改正セミナー」を開催した。
- NIF は、①特定技能制度に関する新職種「インテリア製品縫製業」の追加検討として、インテリア業界3団体(日本インテリア協会、日本室内装飾事業協同組合、窓廻り装飾事業協会)で連携し、経済産業省管轄の指導の下、工業製品製造分野として、「カーテン縫製」の新職種追加に向けて、筆記・技能試験問題の作業を WDBA と連携して進めた。②運営委員会において、「技能実習適正化推進委員会」、「取引適正化推進委員会」を、6月、8月に開催(年間4回の開催)し、技能実習事業及び取引適正化に関する報告、第9回適正取引に向けた自主行動計画に関するアンケート調査回答等を行った。③取適法については8月の幹事会、9月の理事会にて説明会を行い、来年1月施行に向けて各企業での対応を要請した。
- JBA は、下請法から「取適法」への改正に則し、でんさいの利活用の促進、および手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた金融界の取組状況について説明会に加盟企業への参加促進。JBA コンプライアンス委員会より周知徹底を行う。
- NBF は、自主行動計画フォローアップ調査窓口として会員への要請、関連省庁ならびに団体からの情報の共有を随時行っている。
- JUC は、下請法の主な改正事項である「協議に応じない一方的な代金決定の禁止」、「手形払等の禁止」、「運用基準への従業員基準の追加」などについて、理事会での情報共有と全会員への周知を行い、特に紙の手形・小切手の利用廃止への対応等を徹底した。
- JFW は、繊維産業連盟の活動方針に基づき関係企業、取引先への活動方針遵守を求めた。

#### **4. デジタル革命への対応(中小企業への支援)**

デジタル化の具体的な対応策に関する知見が不足し、対応が遅れている中小企業を主たるターゲットとし、DX化を支援する。具体的には、特定技能制度の上乗せ要件の 1つである勤怠管理の電子化を支援するとともに、約束手形の廃止を受け、現金決済化が難しい取引について電子記録債権(電子手形)の導入促進を図る。

- 紡協は、講演会「賢くなった生成 AI を活用した知財業務の効率化/高度化」を開催した。
- 羊産協は、①経済産業省、織産連から発信される「デジタル革命(IoT、DX 等)」への対応に関する情報を会員企業に発信し、共有化を実施した。②税制改正要望において「DX 投資促進税制の要件簡素化」を要望した。課題と次年度の対応として、①特定技能制度の上乗せ要件である勤怠管理の電子化支援について、織産連と連携して中小企業への情報提供を強化する。②電子記録債権の導入促進に関する情報提供を行う。
- 綿工連は、傘下の組合員にデジタル関連のセミナーや助成金の情報提供等を行った。なお、関連団体である(一財)日本綿スフ機業同交会で、平成22(2010)年度から「小規模助成金事業」を実施しているが、顧客管理システムや EC サイトの構築などデジタル関連の助成案件も増えてきており、継続支援中である。
- 日絹連は、特定技能制度に追加要件となっている「勤怠管理のシステム」を導入することにより、事務の効率化を図るなどデジタル化を指導している。また、約束手形は、かなり減少しているが現金化が難しい取引については、電子記録債権の導入を勧めており、説明会への参加を促している。
- 毛工連は、主体となって運用する「尾州ネット」システムでテキスタイルと染色整理をオンラインで繋ぎ、生機の加工進捗及び仕上品の出荷指図、在庫管理を行っている。また、業務支援システムとして子機への生機加工依頼からエフの発行などを行っている。
- 染色協会は、勤怠管理の電子化に関する情報や約束手形の利用廃止に伴う電子記録債権に係る情報を提供した。引き続き、DX 及びIoTに関し、セミナーや補助事業の活用などの情報を提供していく。
- ニット工連は、会員企業へ向け、特定技能1号への移行要件である「勤怠管理を電子化している」について周知を行い、一部の企業で国からのDX補助金を活用した導入事例があった。今後も、デジタル技術を活用した応用事例の紹介および関係セミナー開催等の情報収集に努め、広く会員へ周知していく予定。
- 靴下工連は、電子記録債権の案内周知を行った。
- 輸縫連は、組合員に対する情報の提供と関係機関への建議・要望を行う。
- 織商連は、中小企業におけるデジタル化の遅れを解消するため、基礎的な DX 対応の支援に重点を置いた。特に、特定技能制度における上乗せ要件である勤怠管理の電子化について、導入に必要な機器・ソフトの情報提供、比較表の作成、導入企業の事例共有を行った。また、約束手形の利用廃止後の決済手法として注目される電子記録債権の導入促進のため、セミナー開催や専門家による相談案内を実施し、中小企業でも活用が進むよう支援している。
- KanFA は、①組合員のDX化支援を目的に、生成AIを体感するイベントを開催し、AIがもたらす業務効率化や活用事例を共有するとともに、AIを活用した新たなビジネス展開への理解を深めた。②深刻化するサイバー攻撃への備えとして、個人および組織の防御力を高める情報セキュリティ対

策講座を実施し、デジタル環境におけるリスク管理の重要性を周知した。③人材不足やマーケットの縮小といった業界課題への対策として、AI活用をテーマにしたプレゼンテーションと交流会を企画し、デジタル技術を活用した事業変革の機会を提供した。

- JAFIC は、DX・EC 利益課題改善のための情報交流会を今年度 3 回開催した。会員企業の事業上の課題を抽出し、デジタル、IOT による解決策の共有を行い、改善に繋げる活動を行った。(例 ① OMO 化による店舗とECデータ連携で販売ロスの極小化、②AIスタッフを活用した新たなEC接客と顧客体験、③物流 DX、越境 EC での利益改善など)
- NIF は、「DX 推進指標」の周知し、「DX 認定制度」の取得については会員企業毎(正会員 17 社)での対応で推進する。
- NBF は、会員に対し上部団体及び関係省庁からの情報及び実施セミナーの案内等を行った。
- JUC は、中小企業の生産性向上に生成AIを活用する人材の育成を図るため、協同組合関西ファッション連合との共催により、生成AI体感セミナーを開催した。
- JFW は、ショーや展示会運営・発信等に必要となる各種データの WEB 化・情報共有化の促進。現在はチャット GPT や AI アプリを使った資料・映像作成に着手した。

## **5. サプライチェーン強靱化への対応(中小企業への支援)**

会員団体の協力の下、繊維産地におけるチョークポイントを把握し、事業継承などの対応策について、公的支援機関を中心とした既存ネットワークの活用を図り、繊維産業を支える中小企業を中心に支援を得やすい環境の構築を進めていく。

- 紡協は、繊維産地におけるサプライチェーン強靱化について、会員に周知した。
- 羊産協は、 織産連を通じて、サプライチェーン強靱化に関する情報収集を行った。課題と次年度の対応として、①羊毛製品(衣料品)の国産割合 3~5%の維持を目指す。②2030 年における日本の羊毛製品生産量を 2021 年度比 100%維持の目標達成に向けた取組を推進する。③織産連と連携し、産地におけるチョークポイントの把握と事業承継支援について情報収集を継続する。
- ニット工連は、関係各所からの情報を適宜会員組合へ周知した。今後も関係情報を収集のうえ、会員組合へ周知していく予定。
- 靴下工連は、①産地における最大の懸念事項である、靴下セット工程の問題について、全国で状況把握のためのアンケートを実施し、セット工場の実態把握をおこなった。逼迫した状況についての説明と助力要請を、各方面に行っている。②中小企業省力化投資補助事業カタログ注文型への省力化編機の登録申請を行った。各社への活用案内を行っている。
- 輪縫連は、組合員に対する情報の提供と関係機関への建議・要望を行う。
- 繊維輸出・輸入組合は、ベトナムにおいて両組合の会員企業間の情報共有とベトナム政府及び関係機関等との意見交換の場として「ベトナム分会」を設置し、情報共有等を行っている。また、本年はホーチミン市工業商業局代表団の来訪を受け、日ベトナム繊維貿易の安定的な発展および今後の連携について意見交換を行った。
- 織商連は、繊維産地における供給網の脆弱性把握に向け、会員団体の協力を得て、事業継承・加工プロセスの滞留・設備老朽化などのチョークポイント調査を進めていく予定である。

- KanFA は、①大阪府商工労働部と共に産地ネットワーク組織「せんば適塾」を運営し、繊維産地の工場とアパレル・商社などの企画企業とのビジネスマッチングを目的とした交流イベントを毎月実施。②繊維関連企業が活用可能な次年度の補助金・助成金に関する施策説明会および相談会を開催し、事業承継や経営強化に向けた支援に取り組んだ。
- JAFIC は、J∞QUALITY 特別事業では、日本国内の繊維産地・繊維産業をオールジャパンで繋ぎ、繊維産業の活性化を図る活動を実施している。安心・安全・コンプライアンスを遵守した J∞QUALITY 承認企業で生産された純正の国産商品であることを QR コードの活用によって可視化し、消費者に訴求するとともに、国内外のプロモーション、展示会を積極的に仕掛ける。
- NIF は、海外インテリア関連展示会等ハイムテキスタイル、ビエンナーレ、メゾンエオブジェ等の紹介をした。
- JFW は、当機構の強みである国内・海外に向けた発信力を活かし、各種展示会において日本の素材の強みに焦点を当て最新 VR 映像化で訴求する「産地フォーカス」シリーズを立ち上げた。(三備デニム、尾州ウール)。引き続き、紀州丸編ニット、北陸合織等々を計画進行中。今後主要産地・団体との一層の産産連携・共有・発信のサポートをすべく、経済産業省や JETRO との連携強化を図りたい。

## 6. 通商問題への対応

既存の経済連携協定の活用を推進するとともに、政府間での交渉が開始されている、または、今後開始が予定されているトルコ、バングラデシュ、GCC諸国、日中韓との経済連携協定交渉における繊維産業としての要望事項をまとめ、政府に提言していく。

また、日中韓繊維産業協力会議を中国紡織工業連合会、韓国繊維産業联合会とともに開催し、幅広い情報交換を継続して行っていく。

- 紡協は、①現在進められている広域経済連携協定の進捗状況等情報を関係委員会に周知。②日中韓繊維産業協力会議に参加、情報収集と会員へ報告。③国際綿花諮問委員会の総会に出席し、綿花需給等の情報収集、会員への情報提供等を実施。等を行った。
- 化繊協会は、会員への FTA/EPA 最新状況や情報提供に努め、Eメール等での情報発信等を行っている。最新の EPA 交渉に関して経済産業省に情報提供等の協力を行った。9月に開催された第12回日中韓繊維産業会議に参画し、日本の取組みを発信した。
- 羊産協は、①繊維通商問題委員会(5月、9月、11月開催)に参加し、日本の繊維貿易の現況、各国との EPA 等交渉状況、トランプ関税の影響等について情報を収集した。②第12回日中韓繊維産業協力会議(9月23日、韓国・釜山)に参加し、3カ国の繊維産業の現状と展望、産業用繊維、サステナビリティ、デジタルファッションについて議論した。課題と次年度の対応として、①繊維通商問題委員会への参加を継続し、EPA/FTA 交渉状況のフォローと業界要望の反映を行う。②日中韓繊維産業協力会議を通じた3カ国連携を継続する。③IWTO との協力関係強化による国際的な課題(規制対応、技術開発等)への対処を図る。
- 綿工連は、通商問題委員会に参加し、広域経済連携協定の交渉状況等について会員組合等へ周

知を行った。

- 日絹連は、通商問題委員会に参加し世界の繊維産業の動向や広域経済連携の各国における手続きの進捗状況などの情報提供を行っている。
- 染色協会は、通商問題委員会に参加し、情報を会員企業に提供、共有するとともに日中韓繊維産業協力会議に参加した。引き続き、通商協定関係情報の提供を行っている。
- ニット工連は、関係各所からの情報を適宜会員組合へ周知した。次年度も引き続き、関係各所からの情報を適宜会員組合へ周知していく。
- 輪縫連は、組合員に対する情報の提供と関係機関への建議・要望を行う。
- 繊維輸出・輸入組合は、発効済EPAにおける事例に基づく課題の把握及び専門知識の深化を通じて、EPAの円滑かつ正確な活用を図るべく、東京税関原産地センターによる「原産地規則セミナー（繊維品）」を開催した。さらに、新設されたEPA関税認定アドバイザー養成講座に対し、当組合のロジスティクス委員長を講師として派遣した。また、交渉中の日バングラデシュEPAの締結を見据え、ロジスティクス委員会をバングラデシュに派遣し、現地繊維関係団体と両国繊維産業に関する情報交換および日バングラデシュ間の繊維貿易の発展について意見交換を行った。
- JAFICは、日中韓繊維産業協力会議に参加し、中韓のアパレル団体との情報交換を実施した。
- NIFは、建産協へ委員を委嘱し、「窓日射熱性能国際標準化」を継続テーマとして取組んだ。次年度も推進していく。
- 織技協は、繊維産業のグローバル化に向けた国際標準化を推進するため、ISO/TC38(繊維)に国際幹事を輩出するとともに、欧州市場の制約への対応も踏まえて繊維製品の環境配慮設計に関する標準化を進めた。また、接触冷感性繊維製品など日本の優れた高機能性繊維製品の信頼性の確保、市場拡大のため、接触冷感性試験方法の国際標準化に着手した。今後も日本からの国際標準化提案等を支援して標準化を通じた海外展開を推進する。
- JFWは、関係各所からの情報を適宜関係者へ情報共有、周知した。

## 7. 情報発信力・ブランド力強化

日本の繊維産業が強みとする高度な技術力と感性が融合した高品質・高感性・高機能素材をアピールする等の発信活動に努める。また、ファッション製品から機能製品に至るまで、繊維製品を幅広く国内外にアピールできるように、関係機関に働きかけていく。

- 紡協は、①綿製品の魅力を伝え需要の振興に繋げる目的で「コットンの日」のイベントを開催した。また、機関紙「コットン・プロモーション」を発行し、会員企業の製品やサステナビリティに対する取り組みなどの紹介を行った。②国産綿製品の需要振興、ブランド力強化を図るため、「ジャパン・コットン・マーク」の普及活動に取り組んでいる。
- 化繊協会は、高機能・高性能繊維の商品名、特徴、用途等を日本語と英語で一覧化した「先端繊維素材一覧」を作成・配布し、日本の優れた高機能素材をアピールしている。
- 羊産協は、①日本ウールサステナブル委員会を通じてウールの機能性およびサステナブル性について業界向けセミナー(4月)、アパレル向けセミナー(11月)を開催し、情報発信を強化した。②委

員会公式インスタグラムアカウントを通じた情報発信を継続した。課題と次年度の対応として、① 学生向けセミナーの開催(来年春予定)を計画している。②一般消費者向け啓発資料の制作の検討を進める。③ サステナブル委員会活動の継続的な情報発信を行う。

- 綿工連は、①「Made in Japan Cotton Fabrics」を出展者が、バイヤー、クリエイターに直接商談する第12回「綿織物産地素材展」を東京・西麻布において3月に開催した。令和8年3月も計画している。②傘下の組合や組合員が出展する TTS や各テキスタイルの展示会を随時 PR した。③(一財)日本綿業振興会と使用許諾の締結を行っている「ジャパン・コットン・マーク」の添付表示推進を組合員に対して行い、引き続き国産綿製品の普及促進を行った。
- 日絹連は、①消費者から適正に評価される国産絹製品づくりを推進するために、一般財団法人大日本蚕糸会が運営する「日本の絹マーク」及び「純国産絹マーク」に絹織物業界の立場から連携・協力を行っている。②東京テキスタイルスコープ(2026AW)に当会で57小間の展示ブースを構え、自社開発製品の販路開拓を求めることを目的として産地企業に出展を促した。その結果、14産地組合・77社、3グループ、7団体、3校が参加し、産地の優れた絹・化合織織物の価値を訴求した。③ミラノウニカには、当会独自の助成事業を活用して、産地組合傘下企業が年2回出展しており新たな販路開拓に努めている。
- 毛工連は、海外向けは「尾州産地海外バイヤー招聘事業」として中国よりバイヤーを招聘して地元で商談会を開催した。中国の新しいマーケット(SNS などを使ったネット販売ブランド)に照準を当てて事業を展開した。国内向けとしては、尾州産地春夏合同展示会「Bishu Style」を JFW が主催する新しい形式の商談会「TOKYO TEXTILE SCOPE」に出展、各社の個性を打ち出し、より入りこんだ商談が出来ることを狙って事業を展開した。
- 染色協会は、引き続き、高度な技術力と感性が融合した高品質・高感性・高機能素材などをアピールしていく。
- ニット工連は、全国のニット製造業が一堂に結集した「ジャパン・ベストニット・セレクション 2025」を11月に開催し、環境問題及びサステナブルをテーマに、出展各社のオリジナル製品等を広く業界関係者へアピールを行った。また、会員企業の一部においては、「J∞QUALITY」海外販路開拓事業に参画、国産ニット製品を世界にアピールしているほか、和歌山ニットプロジェクト、TOKYO KNIT ブランド事業等、会員組合でのブランディング事業を国内外において積極展開している。今後も会員組合・企業によるブランド構築、ファクトリーブランドによる情報発信等を支援していく予定。
- 靴下工連は、①「くつしたの日」(11月11日)に合わせて各社持ち回りで Tiktok を製作し、毎月2回の発信を続けている。また、会員各社の SNS と連携した取り組みも実施している。②デザイン、生産技術の向上、及び各社のデザイナー、製造技術者のモチベーションアップを目的とした「靴下求評展」を開催し、経済産業大臣賞をはじめとした入賞者を「くつしたの日」に合わせて発表、表彰式を行った。③第8回靴下ソムリエ資格認証試験を実施(試験日9月20日)。合格者126人。本年は靴下求評展ともリンクし、ウェブによる靴下ソムリエによる審査も実施し120人のソムリエが参加した。
- 輪縫連は、組合員に対する情報の提供と関係機関への建議・要望を行う。
- 繊維輸出・輸入組合は、一般財団法人対日貿易投資交流促進協会(MIPRO)に協力し、知的財産権保護に資する「外国ブランド権利者名簿」の作成業務等を担ってきた。今般、名簿事業が一般社団法人日本流通自主管理協会(AACD)に引き継がれることとなり、当組合は権利者名簿作成委員

会として、引き続き同事業へ協力することとしている。

- 織商連は、日本の繊維産業が誇る高感性・高機能素材の普及に向け、展示会・商談会への連携、広報媒体での企業紹介、海外バイヤーへの情報発信支援を行った。機能性素材・環境配慮素材・伝統技術を活かした製品など多様な価値を国内外へ訴求するため、関係機関と連携し、より強力な発信体制構築に取り組んでいる。
- 撚糸工連は、業界内有志を募り、JYT ねん糸グループとして第 2 回 Tokyo Textile Scope 2026A/W に出展。来年も出展を計画中。
- KanFA は、①大阪・関西万博の大阪ヘルスケアパビリオン「リボーンチャレンジ」において、「サステナブルに基づく繊維・ファッション産業の未来共創プロジェクト」を実施。17社が未来のファッションを共創・展示し、出展期間の一週間で約 20 万人が来場する大規模な発信機会となった。②大阪船場の地域ブランド「船場テキスタイル」の認知度向上を目的に、渋谷ストリームで開催された CENTER TOKYO へ出展。多くのデザイナー、バイヤーと交流し、関西発テキスタイルのブランド価値向上を図った。③糸偏の魅力と価値を再発見し、その将来を考えることを目的に、繊維技術とコンテンツを組み合わせた展示イベント「糸\_ (いとへん) の祭展」を開催。今年度は「妖怪」をテーマに、関西の各産地企業が出展し、独自性ある発信を行った。
- JAFIC は、J∞QUALITY 特別事業では、制度の周知拡大を図る為国内外の展示会、プロモーションを積極的に仕掛けた。①1 月 PITTIUOMO 出展し海外販路拡大に繋げた。②11 月の「TOKYOTEXTILESCOPE」に JQ プロモーションブース(100 m<sup>2</sup>)出展。1 月 PITTIUOMO 出展 8 社と内田染工場の匠職人の染め実演を披露。また日本を代表する JQ 縫製工場等 6 社合計 14 社が出展し、来場者とビジネスマッチングを実施。③来年年 1 月 の PITTIUOMO 継続出展。出展社は JQ 工場 8 社とアパレルでは三陽商会コート、オンワード樫山 J.PRESS の 2 ブランドが出展 合計 10 社を計画している。
- NIF は、①「第 44 回 JAPANTEX2025」を 11 月 19 日～21 日、東京ビッグサイトにて開催した。Japan Home & Building Show 及びアジアファニッシングフェアとの合同開催及び同時開催展併せて 39,766 名(前回は 39,491 名)の入場者があった。環境への取組コーナーを設置し、経産省生活製品課篠原課長補佐による「繊維産業の現状と政策について」、潮崎住宅産業室長に「経済産業省における住宅関連施策の動向」をテーマにセミナーを実施し、63 名が受講した。次回、「第 45 回 JAPANTEX2026」を 11 月 18 日～20 日に開催の予定、業界活性化を目的とし、今年度以上の出展者・来場者を目指し、情報発信を継続強化する。②インテリア業界主力製品団体(NIF、日本カーペット工業組合、日本壁装協会)ではトータルインテリアとしての需要活性化に向けたプロジェクト会議を定期的開催し、NIFのHPに 3 団体の「インテリアナビゲーター」サイトを立ち上げ、インテリア業界からの消費者への情報発信を推進した。
- JBA は、寝具は寝るための道具という概念から「質の高い睡眠」におけるヘルスケアやウェルネスに注視し、高品質や機能性へのエビデンスを付加した睡眠改善の重要性を伝えていく。また、布団のリフォームやふとんクリーニングを消費者へ喚起し環境負荷の低い産業であることをアピールする。JBA需要創出・啓発委員会にてヘルスケア認定寝具制度認証の普及活動を行う。
- NBF は、①業界機関紙「和魂洋才」の継続発刊により、業界内外に活動の状況や課題を広く発信、また、協会オリジナルキャラクター「ピンクラビット」を介在させ、SNSを中心にボディファッション情報

を一般消費者に発信している。②協会ホームページを刷新し、より分かりやすく、見やすい(探しやすい)構成にして関係者や一般消費者へアプローチした。

- 織技協は、羽毛の産地表示の信頼性向上の取組みに協力するとともに、靴下のデザイン・技術力向上に関する取組み等に協力し、情報発信力・ブランド力強化に努めた。また、日本の高機能性繊維製品の優れた抗菌性・抗ウイルス性等について、安全性と性能基準への適合性をもとに認証を行い、SEKマークを提供して情報発信に努めた。令和7年度には、花粉やダニ、ネコなどに由来するタンパク質を影響のないものに変化させ、清潔な繊維製品を提供する認証として特定タンパク質低減加工マークの運用を開始した。引き続き、日本ブランド発信に向けた取組みに協力するとともに、優れた特性を持つ高機能繊維製品を認証してSEKマークを提供し、情報発信に努めていく。
- JFWは、国内ではデザイナー・ブランドのランウェイショー「Rakuten Fashion Week TOKYO」(3月、9月)やテキスタイル総合展示会「TOKYO TEXTILE SCOPE」(5月、11月)、また、海外ではフランスパリでの「TOKYO FASHION AWARD」並びに「Fashion Prize of TOKYO」(1月、3月、6月、9月)、イタリアフィレンツェでの「PITTI IMMAGINE UOMO」(1月、6月)、ミラノでの「ミラノウニカ」(2月、7月)、中国上海での「インターテキスタイル上海」(3月、9月)に加え、今年度よりフランスパリ「プルミエール・ヴィジョン」(9月、2月)におけるショーや展示、商談会を開催し、繊維最終製品及び素材の訴求を拡大継続し、世界中のバイヤー、ジャーナリストから日本のブランド及び日本の高品質・高付加価値素材に対し高い評価と拡販の支援を実施している。

## 8. 税制問題への対応

各会員団体から出た税制改正要望を政権与党、関係省庁に求め、繊維産業全体に有利に働くような税制となるよう対応を進めていく。

- 紡協は、①税制改正に関する紡績業界としての要望事項をとりまとめ、行政、関連団体に提出するとともに、与党との政策懇談会の場において意見の陳述を行った。②当会経理委員会にて、上記要望書を取りまとめた。
- 化繊協会は、繊維産業連盟と協力して、例年通り税制要望を政府に提出した。
- 羊産協は、経理委員会(9月3日開催)にて2026年度税制改正要望事項を検討した。国税12項目(法人税実効税率の引き下げ、繰越欠損金の利用制限撤廃、投資拡大税制の簡素化、消費税インボイス制度の緩和、印紙税の廃止、減価償却制度の改正、グローバルミニマム課税の緩和等)、地方税4項目(固定資産税の軽減、事業所税の廃止、国税と地方税の情報連携、法人事業税外形標準課税の簡素化)について要望書を織産連経由で提出した。独自要望として長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例制度の拡充、事業承継の円滑化、繊維原料の輸入に係る関税の引き下げを要望した。来年も、経理委員会にて検討を行い、必要に応じた税制改正の要望を行う。
- 綿工連は、①中小法人に適用される各種税制について、適用所得額の引き上げ等を関係先に要望した。②中小企業に関連する税制改正等について傘下の組合員に情報提供を行った。
- 日絹連は、「繭及び生糸の関税割当」について、農林水産省へ定期的に取り引実態を報告している。零細企業が多く、税制の理解や活用方法が理解できていないことが多く制度の周知に努めている。

国の政策や業界としての動きを注視し、情報発信に努めている。

- ニット工連は、適宜、必要に応じて対応していく。
- 輸縫連は、組合員に対する情報の提供と関係機関への建議・要望を行う。
- 繊維輸出・輸入組合は、関税暫定措置法において、来年3月末に適用期限が到来する加工再輸入減税制度(第8条)について、高付加価値な国産生地等の輸出を促し、海外で製品化して再輸入し、消費者に適正価格で提供することによって繊維産業・企業の競争力を強化することを目的に、期限の延長を経済産業省に対し要望した。
- 織商連は、会員団体から提出された税制改正要望を整理し、日本繊維産業連盟を通じ主要政党および関係省庁に対し、繊維産業の競争力強化につながる税制措置の必要性を説明した。特に、中小企業の設備投資促進、環境対応投資、人材育成投資に関する税制措置が活用しやすい形となるよう働きかけを行っている。
- JAFIC は、税制調査委員会(会員企業の経理財務、経営企画担当で構成)において、税制要望や政策要望などをまとめ上げ、経済産業省、日本繊維産業連盟に提出した。

以 上